

平成 25 年 5 月 29 日

各位

会 社 名 幼児活動研究会株式会社 代表者名 代表取締役社長 山 下 孝 一 (JASDAQ・コード:2152) 問合せ先 役職・氏名 取締役管理本部長 川口弘之 電話 03-3494-0262

和解による訴訟の解決に関するお知らせ

当社は平成24年10月22日付「訴訟(控訴)の提起に関するお知らせ」にてお知らせいたしました当社のサッカークラブ会員の両親(親権者2名)(以下『控訴人』といいます。)から提訴された訴訟(控訴)について、平成25年5月29日に同人との間で訴訟上の和解をいたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 訴訟の提起に至るまでの経緯

原審は平成21年11月23日、福岡県久留米市に所在する久留米ふれあい農業公園内ふれあい広場において第13回コスモ杯フットサル大会を開催いたしましたが、この大会開催中において、当社サッカークラブ員が体調不良を起こし、その後病院に搬送して治療を行ったにもかかわらず、平成21年12月8日にお亡くなりになりました。当該訴訟は、その両親が、安全配慮義務違反及びスポーツ保険加入義務違反で当社に85.017.994円の損害賠償を求めてきたものであります。

当社は、原告の請求には何ら理由がないとして、当社の正当性を全面的に争い、平成24年8月31日、福岡地方裁判所久留米支部において「原告の請求をいずれも棄却する」との判決が言い渡されていましたが平成24年9月14日に福岡高等裁判所に控訴の提起がなされました。控訴の趣旨は1.原判決を取り消す。2.金85,017,994円及びこれに対する平成22年12月14日から支払い済みまで5年の割合による金員を支払え。3.訴訟費用は第一審・第二審とも被控訴人の負担とする。

当社は、控訴人の訴訟をいずれも棄却するよう求めておりましたところ平成 25 年 5 月 29 日に控訴上の和解をするに至ったものです。

2. 和解の相手側

- (1) 氏名 樋口光輝・樋口加奈
- (2) 住所 福岡県久留米市

3. 和解の内容

当社は樋口光輝・樋口加奈に対し和解金として300万円を支払います。

4. 今後の見通し

上記のとおり当社の訴訟人に対する金銭負担は300万円で本件による当社業績への影響は軽微であります。

以上